

# 9月 定例会

## 個人質問

### 名古屋市におけるいじめ対策

### そして子どもたちが主体性を持って

### お互いを尊重する心の育成について



## 個人質問の概要

### ①名古屋市いじめ防止基本方針の見直し

名古屋市いじめ防止基本方針にはいじめの発見、対応等に関する方針を記載していますが、いじめを行った側の子どもへの気づき、反省と成長を促すような働きかけが学校現場で担保されるよう、いじめを行った子どもへの働きかけを新たに明示すべきなのではないでしょうか。いじめを行った子どもは相手の気持ちを理解し、大切にすることを学ぶ必要があります。また、大阪市のいじめ対策基本方針「被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える」「隠蔽には厳正に対処する」「混乱の鎮静化を優先しない」「救済ルートの確保と対処ルールの明確化」のような方針が理想的だと考えています。

#### 教育長 答弁

いじめを行った児童生徒への働きかけは、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることや、いじめを行った児童生徒自身が成長するために重要なことだと認識しています。本市のいじめ防止基本方針については、昨今の児童生徒を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、見直しについて検討していきます。

### ②子ども応援委員会のいじめに対する対応

令和3年7月30日、名古屋市いじめ問題再調査委員会が提出した調査報告書の提言に「相談別内容の項目としては、不登校や友人関係、精神的不安、学校不適応などの項目があり、これらに関する相談がいじめと密接に関係している可能性は十分あるにもかかわらず、いじめに関する相談として認知されていない可能性が高い。」と指摘があり、「いじめがあるかもしれない、という観点を今一度認識する必要がある。」と明記されています。この点についてなごや子ども応援委員会は、どのような具体案を持って、どのようにそれを実施するのでしょうか。

#### 教育長 答弁

名古屋市いじめ問題再調査委員会による調査報告書に記載された、「いじめがあるかもしれない、との観点を今一度認識する必要がある。」という提言については、既に子ども応援委員会の職員に内容を伝えるとともに、市内各ブロックの会議の場でも、子どもとの相談に対応する際に、いじめがあるかもしれないとの認識を持つことの再確認を徹底しているところです。

### ③子どもの主体性を育む活動の促進

本気でいじめをなくすためには、「互いに人権を尊重する気持ちを育む」ことを先生が子どもに教えるというだけでは、受け身な指導にとどまる恐れがあります。文科省が提唱するように、管理、強制される教育よりも、子どもの主体性を育み、自律した生活を促すと、子どもが幸せを感じるようになることが教育心理学ではもはや定説です。いじめの防止に関する活動において、「子どもたちが主体的に考え、参画する活動」を充実していくために、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

#### 教育長 答弁

いじめ防止のために児童生徒が参画する活動としては、なごやINGキャンペーンを平成24年度から毎年実施しています。全市一斉の取組として、一人一人が考えた、いじめ防止のための行動宣言を寄せ書きしたポスターを作成するなどの活動を行っています。また各学校では、児童生徒が主体的に考え、意識の高揚を図る活動に年間を通じて取り組むようにしています。今後も、児童生徒が主体的に考え、参画する活動をより充実させるよう各学校に促していきます。

## 豊田かおる議員インタビュー

### 学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの三者連携が鍵

—まずはどのような経緯で、いじめ問題に関する質問をするに至ったのでしょうか。

中一の娘さんを自殺で亡くされたお父様からお話を伺う機会があり、「遺書もなく、いじめと断定ができないという理由で、学校や教育委員会による調査がすぐに行われなかった」という事実を知りました。お父様のお話をきっかけに、「名古屋市のいじめに対する取り組みはどうなっているのだろうか。いじめ撲滅に向けて行政が努めていくべきなのではないか。」と感じ、9月定例会の場で個人質問を行いました。

—「名古屋市いじめ防止基本方針の見直し」を求める内容の個人質問では、「いじめを行った側の子ども」への働きかけを主張されていますよね。「いじめの受け手側」だけではなく「いじめを行った側」に着目して、働きかけを主張されたのはなぜでしょうか。

「いじめを行った側の子ども」に働きかけを行うことで、その子どもに「いじめを受けた側の痛み」を理解してもらいたいからです。「本当にしてはいけないことをしてしまった」と心から思えるようになることで、発達段階の子どもたちは心を成長させ、いじめ行為をやめる。そうすることが、いじめの根本的な解決につながると考えています。

また、いじめを行った側の子どもに対して、ケアが必要だと考えています。いじめを行った子どもには、家庭での親との関係とか、勉強がうまくいかないとか、そうした何らかの問題(悩み)があり、その問題に対処していくことで、またいじめを行うことを防ぎ、根本的な解決になるのではないのでしょうか。

さらに、いじめを行った側の子どもに対する働きかけは、今後起こりうるいじめの防止につながると考えています。現状、いじめ自殺のような重大な事態に陥っても、騒がれるのは「隠蔽(いんぺい)だ」「調査をしていなかった」という大人の都合ばかり。いじめを行った子どもへ働きかけをすることで、いじめが生じた原因をしっかりと究明し、「どうすればいじめを早期発見できるのか」「いじめが大きくならないうちに、いじめを行った側の子どもにどうやってアプローチすれば、いじめを止めることができるのか」を明確にして、今後のいじめ防止のために、そうした事例を生かしていくことが重要だと考えています。

—個人質問の中で「大阪市のいじめ対策基本方針」である、「被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える」「隠蔽には厳正に対処する」「混乱の沈静化を優先しない」「救済ルートの確保と対処ルールの明確化」のような基本方針を名古屋市も取り入れるべきであると主張されていますが、こうした方針を取り入れることで、どう良くなるのでしょうか。

いじめ問題の原因を明らかにし、改善していかないと考えています。大人の都合でいじめを隠蔽した



り、混乱の沈静化を優先したりするのではなく、発生したいじめに対して、しっかり調査や検証を行い、「いじめの受け手はもちろん、いじめを行った子どもも含め、助けてあげるにはどうしてあげたらよかったのかな」と考えるべきです。そしていじめの未然防止や早期発見、いじめ問題の調査や早期対応を行うための施策を作り上げていくことが重要だと感じています。

名古屋市のいじめ防止基本方針には、謳(うた)うべきことが謳われておらず、大人の都合による抜け道があるように感じます。だからこそ、名古屋市は大阪市のように、いじめ問題に対する危機感と、問題改善への強い決意を持って取り組むために、基本方針を見直すべきです。

—名古屋市いじめ問題再調査委員会が提出した調査報告書の中で、「いじめがあるかもしれない、との観点を今一度認識する必要がある」と明記されている点について、現場の先生やスクールカウンセラーに「いじめがあるかもしれない」と認識してもらったあと、具体的にどのように動いてもらうのが良いと考えますか。

学校の先生、スクールカウンセラー、そしてさらにはスクールソーシャルワーカーが連携して、子どもたちのいじめを小さな芽のうちに解決することが大切だと考えています。それぞれの専門分野を生かして連携を図れば、いじめがあるかもしれない状況で、子どもたちをあらゆる角度からケアしてあげられるのではないのでしょうか。学校の先生にとって「いじめを行った子ども」に対するケアが難しければ、子どものこころのケアを専門としているスクールカウンセラーが行う。さらにスクールカウンセラーでも踏み込めない家庭の問題が浮き彫りになった場合は、スクールソーシャルワーカーが対処する。こうして学校の先生が全てをかかえるのではなく、役割分担をし、連携を行うことで「いじめがあるかもしれない」学校の現場において、子どもたちをうまくサポートできると考えています。

ちなみに現在、名古屋市内の小学校、特別支援学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校には常勤で配置しています。さらに、令和3年10月15日に子どもを応援し、命を守る「ナゴヤ子ども応援大綱(おうえんたいこう)」を改正し、学校にスクールソーシャルワーカーを配置することになっています。

—子どもをサポートする体制が整ってきているんですね。現状、三者の連携はできているのでしょうか？

学校にスクールカウンセラーが配置されてからしばらく経ちましたが、スクールカウンセラーは「学校の先生を監視する人だ」という誤解が一部あるようです。「一緒に子どもの成長をより良く促す人」という認識を持ち、スクールカウンセラーの機能を正しく理解していただくことが重要であると感じています。